

# 「PTA 団体総合補償制度」について

## (1) 主な補償内容

### ① PTA活動中（保護者、教職員、児童・生徒）の事故

PTA会員と同様の視域、事前にPTAより認められている方等が、日本国内でのPTA主催、共催行事(注1)に参加中(往復途上を含みます)に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ等を補償します。  
 ※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症(日射病、熱射病)により身体に障害が生じた場合も補償します。  
 <ご注意点>児童・生徒が、PTA行事に参加中(往復途上を含みます)に事故により、被ったケガや死亡に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる場合は補償されません。

### ② PTA主催行事中の賠償事故

日本国内でPTAの指揮、監督、指導下においてPTA活動中に、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。  
 ・PTA主催・共催行事中に、管理上のミスなどによって第三者(PTA会員・生徒を含む)の身体・財物に損害を与えた場合  
 ・PTAが、他人から借りたスポーツ用具などが損壊・盗難にあった場合  
 ・PTA活動に参加するための所定の場所と自宅の往復途上の賠償事故は含まれません。

### ③ PTA役員プロテクト（業務妨害等対応費用保険特約条項）

PTA役員およびPTAが、日本国内で行ったPTA活動において、第三者(他人)より暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不遇、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を受けた場合に、弁護士等にその対応を相談(依頼)する際に係る費用を1回の事故について100万円を限度(年間支払限度額は1億円まで)に補償いたします。  
 (自己負担額はありませぬ)

(注1) PTAが主催、共催する行事とは、PTA総会、運営委員会などのPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。  
 (例) PTA役員会・県大会・近畿大会・全国大会参加、学校奉仕活動、スポーツ大会、校外パトロール、体育大会でのPTA競技、文化祭でのPTA出店等

	給付項目	保険金額
傷 害	死亡保険金	100万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によつて)	4万円～100万円
	入院保険金日額 (180日限度)	1,500円
	手術保険金 (1事故1回)	15,000円(入院中に受けた手術の場合) 7,500円(外来で受けた手術の場合)
	通院保険金日額 (90日限度)	1,000円
賠 償	対人賠償 (自己負担額なし)	1回の事故につき 1名あたり支払限度額1億円 (1事故あたり支払限度額1億円)
	対物賠償 (自己負担額なし)	1事故あたり支払限度額1億円
	受託物賠償 (自己負担額:1事故5千円)	1事故あたり支払限度額10万円 (年間支払限度額500万円)
PTA 役員 プロ テクト	弁護士費用 (自己負担額なし)	1事故あたり支払限度額100万円 (年間支払限度額1億円)
児童 ・ 生徒 賠償	対人賠償 対物賠償 (自己負担額なし)	日本国内において児童・生徒の日常生活上の行為に起因する 法律上の賠償責任に対して1事故あたり1億円 迄の賠償金を補償(対人・対物共通限度額)

← 通常契約分

PTA 活動中に限定されており、今までも毎年契約  
 (次年度はこの部分のみを契約する予定)

← 追加契約分

PTA 活動中とは、限定されていないのがこの特約の特徴  
 (学校外の自転車事故も補償対象)